

一般社団法人日本地球化学会
鳥居・井上基金に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の鳥居・井上基金に関する事項を定めることを目的とする。

(基金)

第2条 本会に、鳥居・井上基金を設置する。

2 鳥居・井上基金は、本会の発展のため、本会若手会員が、会員相互および関係学術領域研究者と、協力ネットワークを形成し、コミュニケーションを促進するための集会や活動に必要な経費の補助を行う。

(「鳥居・井上基金」委員会)

第3条 鳥居・井上基金の運営のため、本会に「鳥居・井上基金」委員会を置く。

2 「鳥居・井上基金」委員会の委員は3名とし、理事会で承認する。

3 「鳥居・井上基金」委員会は、助成の対象を選考する。

(助成の決定)

第4条 「鳥居・井上基金」委員会は、選考の結果を理事会に報告し、理事会において助成を決定する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。